

平成22年4月26日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730064

研究課題名（和文） 被害「救済」制度としての損害賠償法

研究課題名（英文） The reparation as a legal system of compensation

研究代表者

米村 滋人（YONEMURA SHIGETO）

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40419990

研究成果の概要（和文）：本研究は、無過失責任領域の拡大傾向等を背景に、損害賠償制度の救済法的側面の妥当範囲と、他の制度との相互関連性に着目した個別解釈論を明らかにする目的で実施された。ドイツ法・アメリカ法を素材にわが国の学説・判例を多面的に検討した結果、製造物責任は純然たる無過失責任ではなく一定の行為責任の要素を含むこと、また既存の損害賠償に関する諸制度においても救済法としての側面と制裁法としての側面が混在することが明らかにされ、法技術的な区別の必要性が導かれた。

研究成果の概要（英文）：In Japan, the area of the no-fault liability had been expanded through several times of legislation, such as the enactment of the Product Liability Act (1994). Many lawyers had assumed that they would contribute wide compensation of damages, but some legal scholars had opposed to such an assumption because previous case laws had already carried out wide compensation enough for the victims. This project aimed at to clarify the theoretical meaning of reparation as a legal system of compensation and to embody the interpretation of tort liability considering the relationship between tort law and other legal systems of compensation. By various analyses of academic discussions and case laws in Germany and in the US, the following conclusions were obtained: (a) the product liability is not a genuine no-fault liability but a liability based on a breach of duty at least in part; (b) the aspect of compensation and that of sanction are mingled together in several systems on the tort law. According to these conclusions, we should analyze the difference of the two aspects in reparation systems from now on.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	600,000	3,800,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：損害賠償法、製造物責任、無過失責任、不法行為要件論、不法行為目的論

1. 研究開始当初の背景

古くから、損害賠償制度の目的が何であるかは民法学説において盛んに論じられてきた。従来は、第一次的に損害填補、副次的に損害予防等の諸目的を掲げるのが一般的であったが、近年は、主に不法行為法領域に関して、損害賠償の制裁機能を重視する学説が現れていた（窪田充見「不法行為法と制裁」石田古希『民法学の課題と展望』667-705頁[2000]など）。

翻って現実の法環境全般を見れば、損害賠償制度をめぐる諸状況は複雑化しつつあった。まず、無過失責任につき個別事例の蓄積を踏まえたさまざまな問題が見いだされた。たとえば1994年に法制化を見た製造物責任では、立法当初から、開発危険の抗弁の規定（同法4条1号）の存在をもって製造物責任が無過失責任とは言えないとする見解も存在した。それに加えて近時は、無過失責任化による救済範囲の拡大が期待されていたものの、個々の事例における製造物の「欠陥」の立証は（「欠陥」概念それ自体の不明確性も手伝って）被害者にとって必ずしも容易でないことが指摘されている。ここでは、無過失責任法制の位置づけとあり方、すなわち無過失責任立法によりいかなる形での救済を目指し、それを責任要件判断においてどのように考慮すべきか、という点が、さらにはその前提として、損害賠償制度の枠内で実現すべき被害者救済とはいかなるものか、という根源的理解が重要な判断要素をなしていた。

他方で、伝統的な過失責任が妥当する領域に関しても、犯罪被害者等給付金や遺族年金等を初めとする行政的救済やADR（裁判外紛争解決手続）の拡大に伴って、いわゆる損害賠償とは異なる形での半ば公的な給付金が被害者に交付されるようになっており、これと損害賠償による救済の関係をどのように整理するかも問題であった。行政的救済の不十分な領域では、伝統的な損害賠償制度の中で同様の救済を実現しようとする見解や裁判例も見られ、たとえば発生から50年が経過した熊本水俣病に関しては、複数の救済手段の存在と各場面における救済範囲・支給金額の差異が被害者集団内の不公平感を生み、さらに訴訟の長期化などの諸事情が重なった結果、司法的救済の拡大が図られた（参照、関西訴訟最高裁判決：最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁）。

ここでは、より根源的に、とりわけ救済制度としての位置づけが不明確な損害賠償制度につき、どのような場面でいかなる被害に

対する救済が目指されるのか、という制度の基本理念を整理する必要があり、その観点から諸制度間の調整を行うことが要請されるものと考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、損害賠償制度の救済法たる性質の妥当範囲を明らかにし、他の諸制度との相互関連性に着目した個別解釈論を検討することを目的とする。すなわち、本研究では、「損害賠償」という制度につき、なぜ、いかなる範囲で救済法となりうるのかという問いに関する機能面に着目した分析、そしてそこで明らかにされた制度目的の追求のために、過失・因果関係・損害などの責任要件をどのように判断すべきか、という個別解釈問題に関する方向性を模索することが主たる目的である。

より具体的には、損害賠償法の運用から「救済法」と呼ぶにふさわしい部分とそうでない部分を選別する作業を行い、おのおのに関する個別判断の内容とその背景をなす法理論を分析することを通じて、損害賠償法の目的論や個別解釈論に関する新たな視点を得ようとしたものである。

3. 研究の方法

本研究では、主として、①製造物責任の法的性質に関する検討、②従来のな一般不法行為責任における諸制度の中の救済法的側面の検討、を行った。①については、無過失責任立法の典型例とされる製造物責任につき、とりわけ「欠陥」概念に関する解釈論を手がかりとして、それが救済法としての無過失責任の実質をどの程度有するかの検討を行った。また②については、各種の行政給付が制度化されている薬害・公害・医療過誤等の人身損害事例を対象を絞り、それぞれの事例における他の給付制度との調整方法や、損害賠償制度内部での「救済法」的運用のあり方に焦点を当てた。その中では、各制度の想定する救済対象の選択方法や各制度の思考様式の異同に関する分析を行い、それが損害賠償の責任要件論や損害論などにいかなる影響を及ぼしているかを整理することで、「救済法」としての損害賠償法の機能が各事例における「損害賠償」という法現象の中にどの程度維持ないし放棄されているかを具体的に明らかにすることを目標とした。

以上の検討においては、ドイツおよびアメリカの学説・判例を中心に、比較法研究の手法を併用した。社会保障制度をはじめとする

行政的給付は大陸法系諸国でより発達しているが、中でもドイツは損害賠償法の構造や学説の展開がわが国と類似していることに加え、ドイツではわが国と同じく EC 指令をモデルとして 1989 年に製造物責任法が制定されたことから、これに関する解釈論はわが国の法制度に直接の示唆を与えうる。このため、本研究ではドイツにおける損害賠償法の理論的展開、とりわけ製造物責任法をめぐる法状況とそれを踏まえた学説の展開につき綿密な調査・検討を行った。さらに、製造物責任制度の発祥の地ともいえるアメリカの法は、わが国の立法過程でも再三参照されたことに加え、損害賠償制度一般の運用につき被害者保護の視点を徹底した独自の展開を遂げていることから、本研究ではアメリカの法状況の調査・検討をも併用することとした。

4. 研究成果

ドイツおよびアメリカの学説・判例等につき検討を加えた結果、以下の諸事実が判明した。

ドイツ学説では、損害賠償責任全体を過失責任と危険責任の2類型に大別する「複線性」論が確立されてきたところであるが、製造物責任の法的性質に関連しても、同様の文脈で製造物責任が危険責任であるか否かが争われてきた。ところが近時は、製造物責任につき「無過失責任」などと表現された（過失責任とも危険責任とも異なる）固有の責任類型と理解する見解が多数を占めつつあり、その際には、欠陥に関する事案類型のうち「指示・警告上の欠陥」における欠陥判断を中心に、危険責任とは異なる行為責任としての性質が強調される傾向にある。また、具体的な「欠陥」概念の解釈問題に関する議論においても、少なくとも一部の事案類型に関しては、欠陥を一種の義務違反として捉える見解が有力化している。このようなドイツ製造物責任に関する学説の分析からは、①欠陥判断は行為責任の要素を内包すること、②欠陥類型により製造物責任の法的性質は異なりうること、が示され、これはわが国の製造物責任を考えるにあたって、有用な示唆を与えうると考えられた。また、アメリカにおいては製造物責任が各種の事案類型ごとの個別ルールとして発展してきており、欠陥に関しては一部で容易にこれを認めない場合もあるものの、総じて賠償額が高額であることを含めて消費者側に有利なルールとなっていることが明らかになった。

以上を総合すると、製造物責任は純然たる「救済法」としての性質を有する無過失責任

ではなく、「制裁法」としての性質を有する一種の義務違反責任として説明されることが判明し、これはわが国の製造物責任、ひいては無過失責任一般の位置づけにつき多大な示唆を与えうることが明らかにされた。

また、一般的な損害賠償法の救済法としての性質を基礎づける法技術として、各種の損害論や損益相殺法理を取り上げ、その判例法上の位置づけと法理論的意義につき検討を行った。特に、最高裁判例（最判平成12年9月22日民集54巻7号2574頁、最判平成15年11月11日民集57巻10号1466頁など）によって採用され、近時の医療過誤訴訟においてきわめて重要な役割を果たしている「相当程度の可能性」侵害法理には、加害行為自体に内在する抽象的な損害発生可能性の増加を法益侵害と捉える考え方と、実体損害に近接する具体的な損害発生可能性を法益侵害と捉える考え方が混在していることが明らかにされた。前者は加害行為時点で不法行為の成立を認めるものであり、制裁法としての損害賠償法の理念に親和的である一方、後者はあくまで実体損害に近接した損害結果の発生を要求するものであり、救済法としての損害賠償法に親和的である。このことから、同法理の運用や、関連する不法行為法上の解釈問題の検討は、これら2つの理念を法技術的に区別した形でなされる必要があり、そのためのさらなる法理論的検討が重要であることが導かれた。

本研究によってもなお未解決の問題は多いが、ここで導かれた一般的帰結の理論的意義は大きく、今後の当該領域に関する検討にあたり極めて有用な視点および帰結が得られたものと考えられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計9件）

1. 米村滋人「製造物責任における欠陥評価の法的構造(三・完)」法学73巻3号400-445頁[2009]、査読無
2. 米村滋人「製造物責任における欠陥評価の法的構造(二)」法学73巻2号224-261頁[2009]、査読無
3. 米村滋人「製造物責任における欠陥評価の法的構造(一)」法学72巻1号1-33頁[2008]、査読無
4. 米村滋人「医療に関する基本権規範と私法規範」法学セミナー53巻10号28-32頁[2008]、査読有

5. 米村滋人「法的評価としての因果関係と不法行為法の目的」私法 69 号 163-170 頁 [2007]、査読無

[学会発表] (計 4 件)

1. 米村滋人「『相当程度の可能性』侵害法理の法的構成」損害賠償訴訟の最先端を考える会、2009 年 7 月 17 日、東京地方裁判所
2. 米村滋人「『無過失責任』立法の法政策と損害賠償法理論」、東北大学民法研究会、2009 年 4 月 30 日、東北大学
3. 小粥太郎・樺島博志・米村滋人「共同研究 憲法と民法」東北大学民法研究会、2008 年 7 月 31 日、東北大学

[図書] (計 2 件)

1. 町野朔・水野紀子・辰井聡子・米村滋人編『生殖医療と法』[2010、信山社]、全 312 頁 (米村滋人 272-273 頁)
2. 能見善久・加藤新太郎編『論点体系 判例民法』第 7 卷 (不法行為 I)、米村滋人 193-235 頁 [2009、第一法規]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

米村 滋人 (YONEMURA SHIGETO)
東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40419990

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし